

居宅介護支援重要事項説明書

〈 令和6年10月1日現在 〉

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話：03-6807-0226

管理者：宮崎 千紘（介護支援専門員）

※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

法人名	合同会社 桜梅桃李
所在地	東京都稲城市若葉台1丁目33番地2号クレヴィア若葉台パークナード1-501
事業所名	ケアプラン彩
所在地	東京都江東区亀戸5丁目36番地2号 ライオンズマンション亀戸5丁目102号
介護保険事業者指定番号	第 1370807081号 江東区
代表者	代表社員 中山 茂
電話番号	03-6807-0226
サービス提供地域	江東区・墨田区・江戸川区・足立区（一部）

(2) 事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	資格	計
管理者	1名	名	主任介護支援専門員・社会福祉士	1名
サービス提供者	名	名	介護支援専門員（歯科医師 名・介護福祉士 名・社会福祉士 名・その他 名・うち1名は管理者と兼務）	名
事務員	名	名		名

(3) サービスの提供時間

月・火・水・木・金・土 9:00 ～ 18:00

※日・祝祭日及び12月29日～1月3日は休業となります。

※ ただし、緊急を要する場合は担当介護支援専門員の携帯電話に連絡をお願いします。

3 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の要介護認定有効期間満了の60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。

居宅サービス計画の作成	1 管理者は介護支援専門員に居宅サービス計画作成業務を担当させます。 2 介護支援専門員は居宅サービス計画作成に関する課題点の把握については、利用者宅を訪問して行います。 3 介護支援専門員は当該地域において指定居宅サービスが提供される体制を勘案して、サービスの提供に当たっての留意点を説明するとともに、居宅サービス計画の原案を作成します。 4 介護支援専門員は居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの種類・内容等について利用者及びその家族の同意を得るものとします。 5 介護支援専門員は当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービス内容・情報を適正に、利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。また、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者およびその家族から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
居宅サービス計画作成後の管理	1 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。モニタリングにあたっては、利用者及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、モニタリングの結果を記録します。 2 ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接する場合があります。 (i) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること (ii) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること ○利用者の心身の状況が安定していること ○利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること ○介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること
サービス事業者等との連絡調整	介護支援専門員は居宅サービス計画作成後においても、医療機関、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。
医療との連携	病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者およびその家族から介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただき、医療機関との連携を行います。

介護保険施設への紹介	1 介護支援専門員は利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難と認める場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設を紹介します。 2 介護支援専門員は利用者が介護保険施設から退所を希望する場合は居宅における生活に円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成の援助を行います。
------------	---

4 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援の利用料は下記の通りです。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合が有ります。その場合は、一旦1ヶ月当たり下記の金額を戴き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の介護保険課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援	要介護1・2の場合 要介護3・4・5の場合	12,380円/月 16,085円/月
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合、又は要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	(当該月についてのみ) 3,420円/月
通院時情報連携加算	利用者の同意を得た上で、医師の診察に同席し、必要な情報を連携した場合	570円/月
入院時情報連携加算	入院する際、ご利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合 入院した日 (I) 入院した日から起算して3日目以内 (II)	(当該月についてのみ) 入院時情報連携 (I) 2,850円/月 入院時情報連携 (II) 1,140円/月
退院・退所加算	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当って、入所施設等との連携を図った場合	(当該月についてのみ) 連携1回 5,130円/回 連携1回・カンファレンス参加 6,840円/回 連携2回 6,840円/回 連携2回・カンファレンス参加 8,550円/回 連携3回・カンファレンス参加 10,260円/回
緊急時居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	(当該月についてのみ。1月2回を限度とする) 2,280円/月
ターミナルケア	在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対し厚生労	(当該月についてのみ)

ネジメント加算	働省大臣が定める基準に該当し、心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画書に位置付けたサービス事業者を提供した場合 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取組を行った場合	4, 5 6 0円／月
特定事業所加算Ⅰ	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること 等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成した場合	5, 9 1 6円／月
特定事業所加算Ⅱ		4, 7 9 9円／月
特定事業所加算Ⅲ		3, 6 8 2円／月
特定事業所加算Ⅳ		1, 2 9 9円／月
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定し、かつ医療機関等との連携に関する取組を積極的に行っている場合	1, 4 2 5円／月

（２）交通費

利用者の支援にかかった交通費については、一切費用はかかりません。

（３）解約料

利用者はいつでも契約を解約する事ができ、一切費用はかかりません。

（４）支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、利用の翌月中旬に請求を行います。

５ サービスの終了

（１）利用者の都合でサービスを終了する場合

まずは終了の意向をお申し出ください。いつでも解約できます。

（２）当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

（３）自動終了

以下の場合、双方の通知等がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の、要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援１・２と認定された場合
- ・ 利用者自身がお亡くなりになった場合

（４）その他

利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、解約条項に該当する、契約を継続し難いほどの行為を行った場合、直ちにこの契約を解約することができます。

・解約条項

利用者およびその家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高い支援が提供できるようにご協力ください。

１利用者またはそのご家族等による事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

（１）身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人

の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

(2) セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

2. サービスを提供する事が著しく困難となったとき。

- ・利用者またはその家族がモニタリングの為に自宅訪問拒否・担当者会議開催拒否等、介護保険法による業務に支障が生じたとき。
- ・利用者またはその家族が、暴力又は暴言等の職員の心身に危害をおよぼし、又はおよぼす恐れがある行為を行った場合であって、サービスを提供することが著しく困難となったとき。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①介護支援専門員は利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- ②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整いたします。
- ③事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④担当介護支援専門員に24時間常時、連絡ができる体制を整備しています。
- ⑤地域包括支援センターから紹介された支援困難な事例を受け入れる体制を整備しています。

(2) サービスの提供にあたって

- ①介護支援専門員の変更…変更を希望される方はお申し出下さい。
- ②調査(生活上の課題の分析)…課題分析標準項目を網羅した当事業所独自の方式等。

7 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者およびその家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8 感染症・非常災害対策の対応

- (1) 感染症や災害が発生した場合であっても利用者の特性に応じて安定的、継続的な措置を講じます。

9 虐待の防止

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、高齢者虐待防止法に関する下記の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

- ・擁護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに区市町村に通報します。

(虐待防止に関する責任者 中山 茂)

1.0 感染症や災害時に関する対応力の強化

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定します。当該、業務継続計画に従い、介護支援専門員に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

1.1 ハラスメント対策の強化

本事業所は適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1.2 サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

管理者：宮崎 千紘

電話：03-6807-0226

ご利用時間：月・火・水・木・金・土 9:00 ～ 18:00

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市区町村及び東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- ・ 墨田区：03-5608-6544（介護保険課給付・事業者担当）
- ・ 江東区：03-3647-4319（介護保険課在宅支援サービス利用相談）
- ・ 江戸川区：03-5662-0892（介護保険課指導）
- ・ 足立区：03-3880-5746（事業者指導係）
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）：
03-6238-0177（専用電話）

1.3 個人情報の取扱いについて（秘密保持）

- (1) 個人情報の収集は、居宅介護支援のサービス提供にあたって、利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- (2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

1.4 当事業者の概要

名称・法人の種別：合同会社 桜梅桃李

代表者氏名：代表社員 中山 茂

本部所在地：東京都稲城市若葉台1丁目33番地2号クレヴィア若葉台パークナード1-501

本部連絡先：042-331-5524

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

住所 東京都江東区亀戸5丁目36番地2号 ライオンズマンション亀戸5丁目102号

名称 ケアプラン彩

説明者

印

担当介護支援専門員連絡先